

【参考】平成23年度見直し対象9法人の概要

	頁
〔総務省所管〕	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	1
〔外務省所管〕	
国際協力機構	2
国際交流基金	5
〔文部科学省所管〕	
科学技術振興機構	6
〔厚生労働省所管〕	
労働政策研究・研修機構	7
〔経済産業省所管〕	
日本貿易保険	8
原子力安全基盤機構	9
〔国土交通省所管〕	
自動車事故対策機構	10
住宅金融支援機構	12

(独) 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

未定稿

1. 法人の概要

所 管	総務省	主管課	情報流通行政局郵政行政部貯金保険課				中期目標期間	平成19年10月1日～24年3月31日(4年6か月間)				
沿 革	平13.1 総務省郵政事業庁 → 平15.4 日本郵政公社 → 平19.10 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構											
組織体制	○本部所在地：東京都港区虎ノ門4-1-8 虎ノ門4丁目MTビル5階											
役職員数	役員数：理事長(1)、理事(常勤1)、監事(常勤1、非常勤1)(H23.1.1現在) 常勤職員数：40人(H23.1.1現在)											
法人の目的	(※独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第3条) 日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資すること。											
業務の範囲	<p>① 平成19年9月末までに預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金等の管理業務(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。)の規定、整備法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成17年法律第78号)附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第6条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行うこと。)</p> <p>② 平成19年9月末までに契約が締結された簡易生命保険の管理業務(整備法附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。)の規定、整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行うこと。)</p> <p>③ ①及び②の業務に附帯する業務を行うこと。 (任意業務) 機構は、上記の業務のほか、次の業務を行うことができる。 ① 株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)附則第39号第1項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付け金の交付に関する業務を行うこと。 ② 沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、整備法附則第100条第1項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付け金の交付に関する業務を行うこと。 ③ ①及び②の業務に附帯する業務を行うこと。 (特例業務) 機構は、当分の間、上記の業務のほか、次の業務を行うことができる。 ① 整備法附則第20条から第22条までの規定及び整備法附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成2年法律第72号)の規定により寄附金の処理に関する業務を行うこと。 ② ①の業務に附帯する業務を行うこと。</p>											
H19～23年度に おける決算額 (H22,23 は予算額) (単位：億円)	【収 入】	H19	H20	H21	H22 予算	H23 予算	【支 出】	H19	H20	H21	H22 予算	H23 予算
	業務収入	108,863	204,921	189,739	169,598	151,883	業務経費	108,758	204,656	189,679	169,592	151,858
	○保険料等収入	95,630	194,928	181,446	163,975	147,320	○保険金等支払金	101,792	197,354	183,018	164,051	147,356
	○運用収入	6,953	7,293	6,649	5,534	4,499	○支払利子	6,953	7,293	6,648	5,533	4,495
	○手数料収入	0	0	0	0	0	○その他の業務支出	12	9	14	9	7
	○その他の業務収入	6,280	2,699	1,644	89	63	一般管理費	0	1	1	1	1
	借入金償還原資	39,114	57,238	56,662	48,111	34,079	人件費	2	5	5	5	5
							借入金償還	39,114	57,238	56,662	48,111	34,079
	合 計	147,977	262,159	246,401	217,710	185,962	合 計	147,875	261,900	246,346	217,709	185,943

(独) 国際協力機構

1. 法人の概要

所管	外務省	主管課	国際協力局政策課			中期目標期間	平成19年4月1日～24年3月31日(5年間)																																																																									
沿革	<ul style="list-style-type: none"> — S37.6 海外技術協力事業団 — S38.7 海外移住事業団 → S49.8 国際協力事業団(特殊法人) → H15.10 独立行政法人国際協力機構発足 → H20.10 旧国際協力銀行(JBIC)の海外経済協力業務(円借款業務)を独立行政法人国際協力機構へ継承 																																																																															
組織体制	<p>本部：東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル 1～6階</p> <p>国内拠点：17か所(内訳：国際センター11か所、支部3か所、広尾センター1か所、青年海外協力隊訓練所2か所)</p> <p>海外拠点：91か所(内訳：在外事務所53か所、駐在員事務所10か所、支所28か所)</p>																																																																															
役職員数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平 15. 10. 1</th> <th>平 16. 1. 1</th> <th>平 17. 1. 1</th> <th>平 18. 1. 1</th> <th>平 19. 1. 1</th> <th>平 20. 1. 1</th> <th>平 21. 1. 1</th> <th>平 22. 1. 1</th> <th>H23. 1. 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2※</td> <td>3※</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>常勤職員</td> <td>1,329</td> <td>1,328</td> <td>1,327</td> <td>1,327</td> <td>1,326</td> <td>1,326</td> <td>1,664</td> <td>1,664</td> <td>1,664</td> </tr> <tr> <td>非常勤職員</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 監事の法定数は、3人。</p>										区分	平 15. 10. 1	平 16. 1. 1	平 17. 1. 1	平 18. 1. 1	平 19. 1. 1	平 20. 1. 1	平 21. 1. 1	平 22. 1. 1	H23. 1. 1	理事長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	副理事長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	理事	6	6	6	6	6	6	8	8	8	監事	2	2	2	2	2	2	2※	3※	2※	常勤職員	1,329	1,328	1,327	1,327	1,326	1,326	1,664	1,664	1,664	非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	平 15. 10. 1	平 16. 1. 1	平 17. 1. 1	平 18. 1. 1	平 19. 1. 1	平 20. 1. 1	平 21. 1. 1	平 22. 1. 1	H23. 1. 1																																																																							
理事長	1	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																							
副理事長	1	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																							
理事	6	6	6	6	6	6	8	8	8																																																																							
監事	2	2	2	2	2	2	2※	3※	2※																																																																							
常勤職員	1,329	1,328	1,327	1,327	1,326	1,326	1,664	1,664	1,664																																																																							
非常勤職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																							
法人の目的	<p>開発途上地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること</p>																																																																															
業務の範囲	<p>①条約その他の国際約束に基づく技術協力業務</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修、これらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設の設置、運営 ii) 開発途上地域に対する技術協力のため人員の派遣 iii) ii) の業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与 iv) 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務 v) 開発途上地域における公共的な開発計画に関する基礎的調査 <p>②条約その他の国際約束に基づき行われる有償資金協力業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 開発途上地域の経済、社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業の実施に必要な資金、又は経済の安定の達成に必要な資金の貸し付け ii) 外務大臣が指定する者に対する資金の貸し付け、事業遂行のため特に必要があるときの出資 <p>③条約その他の国際約束に基づき行われる無償資金協力の実施(外交政策上の必要から外務省が引き続き実施するものを除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 無償資金協力に係る契約の締結に関する調査、あつせん、連絡その他の必要な業務 ii) i) に規定する契約の履行状況に関する必要な調査 <p>④国民等の協力活動の促進、助長</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 国民等(国民、一般社団法人、一般財団法人、NGO、地方公共団体、大学)の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の未開発又は復興に協力 ii) 開発途上地域の住民と一体となつて行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、その訓練のための施設を設置、運営 																																																																															

- iii) 条約その他の国際約束に基づき ii) の選考及び訓練を受けた者の開発途上地域への派遣
- iv) 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る技術の研修、人員の派遣、機材の供与で、外務大臣が適当と認めるものの当該国民等の協力活動を志望するものへの委託による実施
- v) 国民等の協力活動に関する知識の普及、国民の理解の増進

⑤移住業務

- i) 海外移住に関する調査、知識の普及
- ii) 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般についての相談、指導
- iii) 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助

⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動

- i) 国際緊急援助活動その他の緊急援助のための機材その他の物資の備蓄、供与
- ii) 国際緊急援助隊の派遣
- iii) 国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等

⑦①、④iv) 及び⑥に業務の遂行に必要な人材の育成、確保

⑧①から⑦の業務に関連する必要な調査及び研究の実施

⑨①から⑧に附帯する業務等

【特例業務：個別法附則で規定】

①開発投融资

- i) 旧国際協力事業団法の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間の当該債権の管理、回収
- ii) 当分の間、旧国際協力事業団法に規定する資金で事業団がその貸付けの決定をしたものに係る貸付け
- iii) 当分の間、旧国際協力事業団法の規定による貸付け又は出資の対象となった事業及び ii) による貸付けの対象となった事業に必要な調査、技術の指導

②入植地事業

- i) 旧国際協力事業団法の規定により行われた土地の譲渡に係る債権の回収が終了するまでの間の当該債権の管理、回収
- ii) 当分の間、旧国際協力事業団法の規定により取得された土地の管理、譲渡

③移住投融资

- i) 旧国際協力事業団法の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間の当該債権の管理及び回収
- ii) 平成 18 年 3 月 31 日までの間、移住者又はその団体が海外において農業、漁業、工業その他の事業を行うものに対する当該事業に必要な資金の貸付け並びに海外において農業、漁業、工業その他の事業であつて移住者の定着及び安定に寄与すると認められるものを行う者（移住者及びその団体以外）に対する当該事業に必要な資金の貸付け

H15～23 年 度における 決算額 (H22、23 は予 算額。また H20 以降は、 一般勘定の み) (単位:億円)	【収入】	H15 (後半)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	【支出】	H15 (後半)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	・運営費交付金 ・事業収入 ・受託収入 ・開発投融资貸付利息収入 ・入植地割賦利息収入 ・移住投融资貸付利息収入 ・その他収入 うち施設利用収入 寄付金 雑収入 ・施設整備資金より受入 ・無償資金協力事業資金収入	942.9 - 27.7 1.5 0 0.2 16.0 12.8 0 3.2 2.7 -	1,620.0 - 38.0 2.6 0.1 0.7 34.9 25.9 0 9.0 7.2 -	1,600.8 - 31.3 2.2 0 0.6 35.7 24.8 0 10.8 9.1 -	1,575.2 - 27.5 1.8 0 0.8 33.5 24.7 0 8.8 4.6 -	1,556.3 - 27.7 1.4 0.1 1.1 12.1 - 0 12.1 10.4 -	1,537.9 - 27.4 1.2 0 1.0 9.0 - 0.6 8.4 33.0 55.6	1,616.5 - 26.7 0.9 0.1 0.7 40.1 - 0.6 39.5 27.7 620.4	1,517.3 5.7 20.1 0.2 0.1 0.1 0.2 - 0.2 5.9 16.0	1,433.0 5.6 15.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 16.0	・一般管理費 うち人件費 物件費 統合準備経費 ・業務経費 うち国・課題別事業計画関係費 技術協力プロジェクト関係費 フォローアップ関係費 無償資金協力関係費 国民参加型協力関係費 海外移住関係費 災害援助等協力関係費 人材養成確保関係費	60.7 42.3 18.4 - 802.5 33.4 466.2 - 25.7 147.9 3.5 3.2 17.6	115.1 79.1 36.0 - 1,541.4 66.6 889.9 - 55.9 258.1 5.6 16.2 36.3	100.9 73.1 27.8 - 1,509.0 49.8 877.2 - 44.8 257.4 5.0 9.3 29.5	99.9 71.1 28.5 - 1,486.5 48.7 858.4 - 44.0 256.9 5.3 5.8 31.1	122.9 37.6 79.8 5.5 1,435.9 48.2 807.1 1.7 38.6 256.9 4.8 4.9 31.6	111.5 33.4 78.0 0 1,385.3 74.6 749.7 11.5 4.3 247.0 4.3 8.3 18.1	105.5 28.8 74.9 1.9 1,455.6 80.6 762.2 13.1 3.7 216.9 4.1 9.7 8.7	106.6 103.0	1,416.4 1,336.3

	・前期中期目標期間繰越積立金取崩収入	-	-	-	-	-	0	1.9	0	0.6	事業評価関係費	4.1	6.9	7.7	7.1	6.1	2.8	2.3		
	【合計】	991.2	1,703.9	1,680.0	1,643.4	1,609.1	1,665.3	2,335.1	1,549.3	1,470.4	研究関係費	-	-	-	-	-	6.4	7.7		
											事業附帯関係費	35.1	73.6	84.0	89.3	84.0	78.2	75.0		
											事業支援関係費	-	-	-	-	-	180.1	271.6		
											国内機関関係費	20.5	41.3	43.9	41.6	-	-	-		
											在外事務所関係費	45.3	92.1	100.5	98.2	-	-	-		
											・施設整備費	2.7	7.6	9.1	4.6	10.4	33.0	27.7	5.9	16.0
											・無償資金協力事業費	-	-	-	-	-	55.6	620.4		
											・受託経費	15.2	36.2	29.8	25.9	25.6	24.5	23.6	20.1	15.1
											・業務支援経費	13.2	26.5	25.3	25.3	-	-	-		
											うち施設運営費	12.8	25.9	24.8	24.5	-	-	-		
											民間協力特別支援費	0.3	0.6	0.5	0.8	-	-	-		
											・寄付金事業費	-	-	-	-	0	0.6	0.6	0.2	0.1
											【合計】	894.3	1,726.8	1,674.1	1,641.8	1,594.7	1,610.5	2,233.6	1,549.3	1,470.4

(注)15年度後半～21年度は、決算報告書による。また、22、23年度は年度計画による。

【有償資金協力業務勘定】

H20年度からの決算額 (H22、23は 予算額) 【有償資金 協力勘定】 (単位:億 円)	【収入】	H15 (後半)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	【支出】	H15 (後半)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
		【事業益金】										【事業損益】								
	・貸付金利息						1,097.0	2,124.4	2,087.9	1,937.5	・事務運営に必要経費						65.0	155.4	178.2	179.8
	・配当金収入						95.7	96.9	21.7	25.3	・税金						0.1	0.3	1.3	1.3
	【雑収入】										・業務委託費						46.8	146.8	202.2	229.6
	・一般会計より受入						67.5	70.0	0	-	・支払利息及び債券発行諸費						267.7	494.1	669.6	628.1
	・運用収入						0	0.5	0.1	0.1	【予備費】									
	・雑収入						5.4	177.9	94.5	60.3	予備費						0	0	1.4	1.4
	【合計】						1,265.9	2,469.8	2,204.3	2,032.2	【合計】						379.7	796.6	1,052.7	1,040.2

(注)20、21年度は、決算報告書による。また、22、23年度は、「平成22年度政府関係機関予算参照書」、「平成23年度政府関係機関予算参照書」による。

(独) 国際交流基金

1. 法人の概要

所 管	外務省	主管課	大臣官房広報文化交流部文化交流課								中期目標 期間	平成19年4月1日～24年3月31日（5年間）								
沿 革	S47.10 国際交流基金（特殊法人）→H15.10 独立行政法人国際交流基金																			
組織体制	本部：東京都港区赤坂よりH20.4.28移転 → 東京都新宿区四谷4-4-1 支部：1か所（京都（S47設置））→関西地域に滞在する招へい者（文化人、研究者等）の活動支援、及び同地域の国際交流関係者への情報提供等 附属機関：2か所（さいたま市（浦和）（H元設置）、大阪府（H9設置））→日本語研修施設 海外事務所：22か所（内訳：日本文化会館（3か所配置）、日本文化センター（19か所））																			
役職員数		H15年10月	H16年1月	H17年1月	H18年1月	H19年1月	H20年1月	H21年1月	H22年1月	H23年1月										
	職員数(常勤)	222	222	222	216	226	224	218	221	216										
	職員数(非常勤)	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
	役員等数(常勤)	5	5	4	3	3	3	3	3	3										
	役員等数(非常勤)	1	1	1	2	2	2	3	3	3										
	(注)外務省提出資料等を基に作成。																			
法人の目的	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与すること																			
業務の範囲	① 国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい ② 海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及 ③ 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加 ④ 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布 ⑤ 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与（基金が寄附を受けた物品の贈与のみ） ⑥ 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究 ⑦ ①～⑥の業務に附帯する業務																			
H16～23年度における決算額 (H22、H23は 予算額) (単位:億円)	【収入】	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	【支出】	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	・運営費交付金	138	137	134	131	129	126	129	130		・業務経費	124	127	133	135	133	127	144	158	
	・運用収入	18	19	20	20	21	21	13	13		うち文化芸術交流事業費	33	35	30	22	23	20	23	26	
	・寄付金収入	9	7	7	11	8	5	9	8		海外日本語事業費	35	36	39	35	39	40	45	51	
	・その他収入	2	1	3	5	5	10	10	9		海外日本研究・知的交流事業費	23	25	25	22	21	22	26	27	
	・受託収入	-	-	-	3	11	16	8	4		調査研究・情報提供等事業費	5	4	8	5	5	4	6	10	
	・運用資金取崩収入	1	4	12	12	-	-	-	-		その他事業費（海外事務所運営費等）	28	26	31	51	46	41	43	44	
	・承継積立金取崩収入	-	-	-	-	-	-	-	-		・施設整備費	-	-	-	-	-	-	-	-	
											・一般管理費	45	44	45	36	32	25	25	24	
											うち人件費	26	26	27	19	18	17	17	16	
											うち物件費	20	18	18	17	14	8	8	8	
	【合計】	168	168	176	169	173	178	169	164		【合計】	169	171	178	171	165	152	169	181	

(独) 科学技術振興機構

未定稿

法人の概要

所 管	文部科学省	主管課	科学技術・学術政策局 基盤政策課				中期目標 期 間	平成 19年4月1日～24年3月 31 日(5年間)						
沿 革	昭32.8 日本科学技術情報センター 昭36.7 新技術開発事業団 → 平元.10 新技術事業団 } → 平8.10 科学技術振興事業団 → 平15.10 独立行政法人科学技術振興機構													
組織体制	本 部：埼玉県川口市本町 4-1-8 川口センタービル 東 京 本 部：東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ そ の 他：二番町事務所等 5 事務所 JST イノベーションプラザ 8 か所（北海道、宮城、石川、東海、京都、大阪、広島、福岡）、JST イノベーションサテライト 8 か所（岩手、茨城、新潟、静岡、滋賀、徳島、高知、宮崎）、JST イノベーションランチ 3 か所（千葉、大阪、岡山）東日本支所、西日本支所、日本科学未来館 等 海外事務所 4 か所（パリ、ワシントン、シンガポール、北京）													
役職員数	役員数：理事長（1）、理事（常勤4）、監事（常勤1、非常勤1）（役職員数は、4月1日の人数）													
	年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度								
	常勤職員数	2,198	1,705	1,510	1,500	1,494								
	定年制常勤職員数	470	471	471	471	471								
	任期付常勤職員数	1,728	1,234	1,039	1,029	1,023								
法人の目的	新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。													
業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 (2) 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。 (3) (1) 及び (2) に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 (4) 新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。 (5) 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。 (6) 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務（大学における研究に係るものを除く。）を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舎の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務 ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあっせんする業務 (7) (5) 及び (6) に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること（大学における研究に係るものを除く。）。 (8) 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。 (9) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 													
H18～23 年度に おける決算額 (H22, 23 は予算額) (単位: 億円)	【収 入】	H18	H19	H20	H21	H22	H23	【支 出】	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	・運営費交付金	1,014	1,035	1,051	1,075	1,027	1,048	・事業費	1,158	1,036	1,068	1,189	1,064	1,090
	・施設整備費補助金	-	-	-	0	255	1	・施設整備費	-	-	-	0	252	1
	・出資金	6	4	-	-	-	-	・受託等経費	25	25	21	20	85	54
	・業務収入	113	93	81	83	84	68	・一般管理費	35	35	33	33	32	33
	・寄付金収入	0	0	0	0	0	0							
	・その他の収入	6	6	6	6	6	2							
	・繰越金	1	5	7	3	5	4							
	・受託収入	26	26	22	47	61	54							
	・目的積立金取崩額	0	-	-	-	-	2							
合 計	1,167	1,168	1,167	1,214	1,438	1,179	合 計	1,218	1,095	1,122	1,242	1,433	1,178	

(独) 労働政策研究・研修機構

法人の概要

所 管	厚生労働省	主管課	政策統括官付労政担当参事官室								中期目標期間	平成19年4月1日～24年3月31日（5年間）																										
沿 革	昭33.9 日本労働協会 → 平2.1 日本労働研究機構 昭39.6 労働省労働研修所 → 平13.1 厚生労働省労働研修所																			平15.10 独立行政法人労働政策研究・研修機構																		
組織体制	(所在地) 本部及び研究所：東京都練馬区上石神井4-8-23 / 労働大学校：埼玉県朝霞市溝沼1983-2																																					
役職員数	役員数： 理事長（1）、理事（常勤2）、監事（常勤1、非常勤1）（H23.4.1現在） 職員数：144人（H23.4.1現在）																																					
		H15.10.1	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	平20.4.1	平21.4.1	平22.4.1	平23.4.1																												
	常勤職員数	136人	130人	129人	132人	124人	125人	121人	118人	114人																												
非常勤職員数	42人	32人	32人	28人	29人	27人	28人	27人	30人																													
法人の目的	内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資すること。																																					
業務の範囲	<ol style="list-style-type: none"> 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。 上記調査及び研究業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。 上記1から3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。 上記1から5に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 																																					
H15～23年度における 決算額 (H22,23は予 算額) (単位：億 円。)	【収 入】	H15 (後半)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	【支 出】	H15 (後半)	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23																		
	・運営費交付金	19.5	35.2	33.7	33.4	31.3	30.5	28.9	27.7	26.0	・人件費	8.0	15.7	14.7	15.2	14.7	13.9	12.6	14.2	13.7																		
	・施設整備費補助金	—	0.8	0.9	0.9	1.8	1.8	3.0	0.7	0.7	・一般管理費	3.1	5.8	5.4	7.0	5.0	4.8	4.5	5.1	4.8																		
	・受託業務収入	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	・業務経費	5.4	12.4	12.7	11.0	9.3	9.1	8.4	9.4	8.4																		
	・その他の収入	0.5	1.4	1.2	2.2	0.7	0.8	0.7	1.0	1.0	・施設整備費	—	0.8	0.9	0.9	1.8	1.8	3.0	0.7	0.7																		
合 計	20.2	37.6	36.0	36.6	33.8	33.1	32.6	29.4	27.7	合 計	16.5	34.7	33.8	34.0	30.8	29.7	28.5	29.4	27.7																			

(独) 日本貿易保険【NEXI】

法人の概要

所管	経済産業省	主管課	貿易経済協力局 貿易保険課					中期目標期間	平成21年4月1日～24年3月31日(3年間)				
沿革	昭25.3 貿易保険法成立(以降、貿易保険事業は平13.3まで経済産業省(旧通商産業省)にて運営) → 平13.4 (独)日本貿易保険												
組織体制	本店：東京都千代田区 大阪支店：大阪市 海外事務所：パリ、ニューヨーク、シンガポール												
役職員数	役員数(平成23年1月1日現在)：理事長、理事2、監事2(うち、非常勤1) 職員数：(単位：人)												
		移行前(発足日の前日)	発足時(H13.4.1)	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.1.1	H21.1.1	H22.1.1	H23.1.1
	常勤職員数	174	154	157	144	148	149	146	140	141	149	153	134
	経産省等からの出向者	174	122	118	103	95	84	73	66	66	58	47	33
	移行後の採用者数	0	0	1	14	30	39	46	49	53	66	81	88
	その他(民間からの出向等)	0	32	38	27	23	26	27	25	22	25	25	13
非常勤職員数	0	0	0	2	3	2	2	2	2	5	5	11	
法人の目的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うこと。												
業務の範囲	① 貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。 ② ①の業務に附帯する業務を行うこと。 ③ 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関等を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。 ④ 貿易保険法第4章の規定による政府を相手方とする再保険のほか、貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関等を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。												
H19～23年度における決算額 (H22・23は予算額) (単位：百万円)	【収入】	H19	H20	H21	H22	H23	【支出】	H19	H20	H21	H22	H23	
	・業務収入	12,690	13,278	15,210	14,202	14,112	・業務支出	6,234	7,196	6,308	19,322	18,301	
	(正味収入保険料)	9,615	10,051	10,784	10,128	10,128	(正味支払保険金)	103	1,582	976	14,000	13,000	
	(正味回収金)	0	0	200	1,260	1,170	(人件費)	1,411	1,398	1,603	1,373	1,360	
	(受取利息)	2,978	3,140	4,071	2,814	2,814	(国庫納付金)	0	0	-	-	-	
	(その他業務収入)	96	87	155	-	-	(その他業務支出)	4,719	4,215	3,729	3,949	3,941	
	・被出資債権からの回収金	11,374	3,865	3,320	6,958	14,357	・投資支出	2,756	51	1,454	1,770	1,270	
	・有価証券の償還	32,490	75,456	56,182	10,000	12,500	(システム開発等)	2,685	13	1,284	1,700	1,200	
	・短期借入金	0	0	-	-	-	(その他投資支出)	72	39	171	70	70	
	・前年度繰越金	33,781	38,822	44,192	-	-	・有価証券の取得	52,898	85,303	94,618	10,000	12,500	
						・短期借入金返済	0	0	-	-	-		
						・その他の支出	2	94	3	2	2		
						・翌年度繰越金	25,215	44,192	9,373	-	-		
						・予算差異	3,228	△5,416	7,148	66	8,896		
	合計	90,334	131,420	118,905	31,160	40,969	合計	90,334	131,420	118,905	31,160	40,969	

(独) 原子力安全基盤機構【JNES】

法人の概要

所 管	経済産業省	主管課	原子力安全・保安院企画調整課					中期目標期間	第1期：平成15年10月1日～19年3月31日(3年6ヶ月) 第2期：平成19年4月1日～24年3月31日(5年間)					
沿 革	経済産業省原子力安全・保安院の検査業務の一部 昭51.3(財)原子力工学試験センター → 平4.4(財)原子力発電技術機構 昭45.6(財)発電用熱機関協会 → 昭60.4(財)発電設備技術検査協会 昭55.10(財)放射線安全技術センター → 昭61.10(財)原子力安全技術センター ※原子力安全・保安院から(財)原子力発電技術機構、(財)発電設備技術検査協会及び(財)原子力安全技術センターへの原子力安全に係る委託業務並びに原子力施設に係る指定検査業務のすべてを移管し発足							H15.10 (独)原子力安全基盤機構(※)						
組織体制	本部所在地：東京都港区虎ノ門3-17-1 地方支所：核燃料サイクル施設検査本部（青森県六ヶ所村）、福井事務所（福井県敦賀市）													
役職員数	○役員数（平成23年1月1日現在）： 理事長1(常勤)、理事3(常勤)、監事2(常勤) ○職員数（採用区分等による内訳）													
		発足時 (H15.10.1)	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H21.3.31	H22.3.31	H23.1.1					
常勤職員数	393		415	452	440	450	467	445	415					
主務省等からの出向者	26		28	24	19	22	18	18	22					
移行後の採用者	255		281	319	321	338	380	37	354					
その他(民間・地方自治体から出向)	112		106	109	100	90	69	49	39					
非常勤職員数	1		1	12	21	18	26	45	90					
法人の目的	原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ること。													
業務の範囲	1. 原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務 2. 原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価に関する業務 3. 原子力災害の予防及び拡大の防止並びに原子力災害の復旧に関する業務 4. エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する調査、試験、研究及び研修に関する業務 5. エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務 6. 1～5の附帯業務 7. 原子炉等規制法の規定による立入検査、質問又は収去 8. 電気事業法の規定による立入検査 9. 国の行政機関の求めに応じて行う原子力の安全の確保に関する業務													
H18～23年度における決算額 (H22, H23は予算額) (単位：億円)	【収入】	H18年度	H19	H20	H21	H22	H23	【支出】	H18年度	H19	H20	H21	H22	H23
	<法人全体>							<法人全体>						
	・運営費交付金	236	229	225	222	207	201	業務経費	260	200	210	194	200	193
	・受託収入	4	2	1	0	0	0	受託経費	4	2	1	0	0	0
	・検査手数料収入	17	17	12	15	16	15	一般管理費	21	19	21	19	22	22
	・その他収入	0	0	1	0	0	0	計	285	221	233	212	223	216
	計	257	248	239	237	223	216	(うち人件費)*	(55)	(56)	(57)	(56)	—	—

*キャッシュフロー計算書による。

(独) 自動車事故対策機構

法人の概要

所 管	国土交通省	主管課	自動車局保障制度参事官室				中期目標期間	(第1期) 平成15年10月1日～19年3月31日(3年6カ月) (第2期) 平成19年4月1日～24年3月31日(5年間)			
沿 革	昭48.12(認可法人) 自動車事故対策センター → 平15.10 独立行政法人 自動車事故対策機構										
組織体制	<p>本 部： 東京都千代田区麹町6-1-25 上智麹町ビル</p> <p>地 方 支 所： 50ヶ所</p> <p>(内訳) 主管支所9ヶ所(札幌、仙台、新潟、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡)</p> <p>支 所 41ヶ所(函館、釧路、旭川、福島、岩手、青森、山形、秋田、長野、石川、富山、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木、山梨、静岡、岐阜、三重、福井、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)</p> <p>療護センター： 4ヶ所(千葉療護センター(千葉市美浜区)、東北療護センター(仙台市太白区)、岡山療護センター(岡山市北区)、中部療護センター(岐阜県美濃加茂市))</p> <p>※ 自動車事故による治療と看護並びにリハビリテーションを行う重度後遺障害者(遷延性意識障害者)専門の医療施設。計230床。</p> <p>療護機能委託病床： 2ヶ所(北海道委託病床(札幌市)、九州委託病床(福岡県久留米市))</p> <p>※ 療護センターに準じた専門的治療・看護を行う機関。(一般病院の一部病床。H19.10～)計32床。</p>										
役職員数	役員数： 理事長(1)、理事(常勤3)、監事(常勤2) (H23.4.1現在)										
	職員数：										
		移行前 (発足時の前日)	平成15年度 (15.10.1現在)	平成16年度 (16.4.1現在)	平成17年度 (17.4.1現在)	平成18年度 (18.4.1現在)	平成19年度 (19.4.1現在)	平成20年度 (21.1.1現在)	平成21年度 (22.1.1現在)	平成22年度 (23.1.1現在)	平成23年度 (23.4.1現在)
	常勤職員数	340人	340人	339人	336人	334人	334人	334人	334人	334人	334人
	非常勤職員数	69人	67人	67人	65人	62人	60人	不明	不明	24人	不明
法人の目的	自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進すること										
業務の範囲 (独立行政法人自動車事故対策機構法第13条)	<p>① 運行管理者の指導講習…道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第二項に規定する自動車運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。)の用に供する自動車(以下単に「自動車」という。)の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対し、当該事項に関する指導及び講習を行うこと。</p> <p>② 適性診断…自動車(事業用自動車)の運転者に対し、適性診断(自動車の運行の安全を確保するため、自動車の運行の態様に応じ運転者に必要とされる事項について心理学的又は医学的な方法による調査を行い、必要に応じて指導することをいう。)を行うこと。</p> <p>③ 事故被害者の治療養護施設の設置及び運用…自動車事故による被害者で後遺障害(傷害が治ってもなお身体に存する障害をいう。以下同じ。)が存するため治療及び常時の介護を必要とするものを収容して治療及び養護を行う施設を設置し、及び運営すること。</p> <p>④ 介護料の支給…自動車事故により介護を必要とする後遺障害をもたらす傷害を受けた者であって国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、介護料を支給すること。</p> <p>⑤ 事故被害者・遺児への貸付け…次に掲げる被害者であって生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者に必要な資金の全部又は一部の貸付けを行うこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 自動車事故により死亡した者の遺族又は国土交通省令で定める後遺障害をもたらす傷害を受けた者の家族である義務教育終了前の児童</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 自動車事故による損害賠償についての債務名義を得た被害者であって当該債務名義に係る債権についてその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められるもの</p> <p>⑥ 一部立替貸付け…次に掲げる被害者であって生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者が損害賠償額又は損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行うこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 自賠法の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被害者</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 自賠法第四章の規定による損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるべき被害者</p> <p>⑦ 自賠法による損害賠償保障の周知宣伝…自賠法による損害賠償の保障制度について周知宣伝を行うこと。</p> <p>⑧ 調査研究…自動車事故の発生の防止及び被害者の保護に関する調査及び研究を行い、その成果を普及すること。</p> <p>⑨ 附帯業務</p>										

	【収入】	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 (予算)	H23 (予算)
	H15～21年度における決算額 (H22、23は予算額) (単位：億円)	・運営費交付金	49.8	91.7	90.0	86.9	84.3	81.1	78.2	74.2
・施設整備費補助金		0.2	14.7	8.3	8.2	—	7.9	4.5	3.8	3.8
・政府補助金		12.5	25.9	27.6	28.4	29.5	29.6	30.0	31.3	32.1
・回収金等収入		7.7	11.2	9.9	9.2	9.0	8.7	8.0	7.6	7.2
・業務収入		7.27	15.6	16.3	18.0	21.0	21.8	22.2	19.5	18.9
・その他収入		0.1	0.6	0.7	0.7	0.9	1.0	1.0	0.7	0.6
・出資金・借入金等		—	—	—	—	—	—	—	—	—
・前年度繰越金受入		—	—	—	—	—	—	—	—	—
・積立金取崩金		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		77.5	159.8	152.8	151.4	144.7	150.0	143.9	137.2	134.0
	【支出】	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22 (予算)	H23 (予算)
	・人件費	18.1	35.3	34.2	34.8	34.9	34.4	32.3	34.1	33.4
	・業務経費	39.6	77.6	77.2	77.1	77.7	74.3	74.2	79.7	78.0
	・施設整備費	0.1	12.7	8.3	8.2	—	7.9	4.5	3.8	3.8
	・一般管理費	6.1	12.5	12.1	11.8	11.7	11.2	11.4	11.4	11.1
	・貸付金	2.2	3.4	2.7	2.3	1.8	1.7	1.4	2.7	2.7
	・借入金償還	—	—	—	—	2.3	13.5	10.4	9.7	11.9
	合計	66.1	141.4	134.5	134.2	128.5	143.0	134.3	141.5	141.0

※ 本法人の運営費交付金、施設整備費補助金は、全額自動車損害賠償保障事業特別会計から支出されてきた。20年度より、当該特別会計は、自動車検査登録特別会計と統合され、自動車安全特別会計となった。

(独) 住宅金融支援機構

法人の概要

所 管	国土交通省・財務省	主管課	住宅局総務課	中期目標期間	平成19年4月1日～24年3月31日(5年間)					
沿 革	昭25.6 住宅金融公庫 → 平19.4 独立行政法人 住宅金融支援機構									
組織体制	本店：東京都文京区後楽1-4-10 支店：全国11店舗(北海道、東北、首都圏、北関東、東海、近畿、北陸、四国、中国、九州、南九州)									
役職員数	役員数：理事長(1)、理事長代理(1)、理事(5)、監事(3)(平23.4.1現在)					※住宅金融公庫 1,116人(平成16年度) → 1,096人(平成17年度) → 1,069人(平成18年度)				
		19.4.1現在	20.4.1現在	21.1.1現在	22.4.1現在					
	常勤職員数	1,021人	984人	979人	955人	923人				
法人の目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。									
業務の範囲	<p>① 証券化支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 買取型：民間金融機関の長期・固定住宅ローンを買受け、信託銀行等に信託した上で、それを担保としたMBS(資産担保証券)を発行 保証型：民間金融機関の長期・固定住宅ローンに対して機構が保険を付した上で、それを担保として発行された債券等について、期日どおりの元利払いを保証 <p>② 住宅融資保険業務：民間金融機関の住宅ローンが不測の事態により事故となった場合に、あらかじめ締結した保険契約に基づき民間金融機関に保険金を支払</p> <p>③ 住宅資金融通業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 財形住宅資金貸付：財形貯蓄を行っている勤労者に対する融資を実施 住宅資金貸付：災害復興住宅融資、子育て世帯・高齢者世帯向け賃貸住宅融資、市街地再開発等における建替融資など、政策的に重要で民間金融機関では対応が困難なものに対する融資を実施 <p>④ 団体信用生命保険等業務：住宅ローン利用者が死亡・高度障害等となった場合に、生命保険会社等から支払われる保険金等により、残りの住宅ローンが弁済される保障制度を提供</p> <p>⑤ 既往債権管理業務：旧住宅金融公庫から承継した既往貸付債権の管理回収事務</p>									
H19～21年度における決算額 (H22は予算額) (単位：億円)	【収 入】	H19	H20	H21	H22	【支 出】	H19	H20	H21	H22
	国庫補助金	0	1	4,000	29	業務経費	1,901	1,812	1,789	2,054
	政府補給金	2,277	912	1,114	820	証券化支援業務関係経費	101	111	159	310
	政府交付金	473	865	200	200	住宅融資保険業務関係経費	25	30	36	84
	政府出資金	660	860	4,956	264	財形住宅資金貸付業務関係経費	11	10	9	14
	財政融資資金借入金	9	6	1	300	住宅資金貸付等業務関係経費	1,439	1,330	1,247	1,304
	民間借入金	3,177	1,876	1,656	1,605	既往債権管理業務関係経費	324	332	337	342
	住宅金融支援機構債券	24,752	17,221	20,459	35,341	買取債権	9,081	7,247	9,434	25,000
	住宅金融支援機構財形住宅債券	1,411	1,390	811	1,345	貸付金	2,081	2,616	3,829	6,033
	住宅金融支援機構住宅宅地債券	1,055	819	618	423	借入金等償還	77,140	55,524	49,529	52,607
	買取債権回収金	1,285	1,799	2,436	4,304	支払利息	14,485	12,275	11,055	10,746
	貸付回収金	43,908	46,112	51,023	41,352	一般管理費	47	45	40	44
	業務収入	14,680	13,604	12,706	12,413	人件費	115	108	104	108
	その他収入	4,806	3,916	8,734	4,396	その他支出	7,874	8,954	9,316	6,098
合 計	98,494	89,381	108,714	102,791	合 計	112,724	88,581	85,096	102,691	

証券化支援 勘定	国庫補助金	—	—	2,600	29	業務経費	101	127	174	324
	政府出資金	660	860	3,460	124	証券化支援業務関係経費	101	127	174	324
	民間借入金	—	—	—	—	買取債権	9,081	7,247	9,434	25,000
	住宅金融支援機構債券	8,877	7,206	8,998	26,895	借入金等償還	1,208	1,714	2,491	4,342
	買取債権回収金	1,285	1,799	2,436	4,304	支払利息	659	815	1,081	1,993
	業務収入	645	829	987	1,745	一般管理費	17	17	17	19
	その他収入	2,558	7,740	10,505	2,403	人件費	42	44	44	48
	その他支出					その他支出	3,134	8,418	15,442	4,078
合計	14,025	18,434	28,986	35,500	合計	14,242	18,383	28,684	35,805	
住宅融資保険 勘定	国庫補助金	—	—	1,400	—	業務経費	25	30	36	84
	政府出資金	—	—	980	140	住宅融資保険業務関係経費	25	30	36	84
	業務収入	16	45	111	195	一般管理費	1	2	2	2
	その他収入	4	44	50	68	人件費	3	3	3	3
	その他支出					その他支出	183	40	2,440	183
合計	20	89	2,542	402	合計	212	74	2,481	272	
財形住宅資金 貸付勘定	民間借入金	2,112	1,876	1,656	1,605	業務経費	11	10	9	14
	住宅金融支援機構財形住宅債券	1,411	1,390	811	1,345	財形住宅資金貸付業務関係経費	11	10	9	14
	貸付回収金	1,235	1,266	1,196	1,209	貸付金	200	68	22	230
	業務収入	205	199	188	178	借入金等償還	4,559	4,588	3,716	3,975
	その他収入	91	1,394	772	0	支払利息	115	123	110	111
						一般管理費	2	2	2	3
						人件費	5	5	4	5
					その他支出	191	1,292	772	—	
合計	5,054	6,125	4,624	4,337	合計	5,082	6,087	4,635	4,337	
住宅資金貸付 等勘定	国庫補助金	1	1	0	—	業務経費	2,587	2,442	2,280	2,414
	政府出資金	—	—	516	—	住宅資金貸付等業務関係経費	2,587	2,442	2,280	2,414
	財政融資資金借入金	9	6	1	300	貸付金	1,611	2,506	3,792	5,804
	住宅金融支援機構債券	1,875	2,015	2,460	3,446	借入金等償還	67	125	155	225
	住宅金融支援機構住宅宅地債券	618	567	528	423	支払利息	43	75	120	179
	貸付回収金	120	349	1,444	2,536	一般管理費	11	11	12	13
	業務収入	2,421	2,364	2,348	2,476	人件費	25	22	22	22
	その他収入	6,411	11,835	14,061	1,883	その他支出	8,571	11,919	11,103	1,836
	合計	11,454	17,138	21,358	11,063	合計	12,915	17,101	17,485	10,494
既往債権管理 勘定	政府補給金	2,277	912	1,114	820	業務経費	324	332	337	342
	政府交付金	473	865	200	200	既往債権管理業務関係経費	324	332	337	342
	民間借入金	1,065	—	—	—	貸付金	270	42	15	—
	住宅金融支援機構債券	14,000	8,000	9,000	5,000	借入金等償還	71,307	49,098	43,167	44,065
	住宅金融支援機構住宅宅地債券	437	251	90	—	支払利息	13,668	11,266	9,746	8,463
	貸付回収金	42,553	44,498	48,384	37,606	一般管理費	16	18	17	18
	業務収入	12,540	11,302	10,130	8,955	人件費	40	35	31	31
	その他収入	25	11	4,392	43	その他支出	78	4,390	603	0
	合計	73,370	65,838	73,311	52,624	合計	85,703	65,180	53,917	52,919